## 読んで考えるトラブル対応シミュレーション

いま職場で起こっている?リアルなトラブル事例

2022年 12月号

### 育児「窮」業

「長い間、ご迷惑をおかけしました」 「いやいや、本当に待ち遠しかった よ。大変だったんだから」

「...すみませんでした...」

「ちょっ、ちょっと待ってよ。別に攻 めてるわけじゃないから...。単なる愚 痴、愚痴だよ。ごめん、ごめん」

「育児休業は当然の権利だから、文句 を言われる筋合いのものじゃない。積 極的に育児休業をしなさい、っていう 時代なんだから」

「…はぁ…」

「これからは、しっかり頼みますよ」 A課長の言葉にはトゲがある。しか も、しっかり頼みます、なんて、これ までの育児休業であけた穴を、しっか り埋めてくれ、と言われているよう で、Bのテンションは一気に下がっ た。これじゃ短時間勤務の希望なん て、とても言えるような状況じゃな い。しばらくは実家の親に頭を下げる しかないか、などと思っていると、A 課長は一枚の紙をBの前に置いた。

「一応、説明するように言われてるか ら、ちょっと見といて...」

と渡された紙には、育児短時間勤務 制度の内容がきちんと書かれている。 これは渡りに船だ。Bはその場で、A 課長に、申請をしたいことを伝えた。 「えっ...マジ!?」

「ま、マジ、って…ど、どういう…」 「あ、いや、あ、ついつい、心の声が ...へへへ...、根が正直だから...」

A課長は、取り繕うように咳ばらい を一つしてから、黙り込んだ。あから さまな仏頂面だ。

「申請は、人事に直接…でしょうか」 「ん…そう書いてあるね…」

「またご迷惑をおかけしますが、よろ しくお願いします」

A課長は、もう何も答えなかった。 でも、何でイチイチ謝らなきゃいけな いんだ...Bは自分が何かすごく悪いこ とでもしているような、嫌な気持ち で、人事に申請を出した。

「Bさんは今日から復帰しますが、短 時間勤務の申請をしていますので、残 業はもちろんできません。みなさんご のご協力をお願いします」

A課長は、朝礼 でそう話すと、職 場は冷ややかな空 気に包まれた。育 児休業から復帰す るBを、歓迎する ようなものでは全 くないことだけは 確かだ。

それにしても、

どうしてA課長は、わざわざあんな嫌 味な言い方をするのか、Bに対する感 情がダダ洩れだ。それは職場の雰囲気 を、あえて自分を遠ざけるように誘導 している、そんな風にBには思えた。

「A課長、分かりやすいよね」 同僚のCがBに声をかけた。

「仕方ないよ。本当なんだから」

「気にすること無いんじゃない。みん な、明日は我が身だと思っている」 「いやな職場だね」

「どこでも同じ、じゃない?」 「そうかもね...」

Cとの他愛ない会話で、Bの気持ち が少しほぐれた。それでも職場のみん なが仕事を続ける中で、短時間勤務と はいえ、退社するのは気が引ける。

「お先に失礼します」

と言っても、仏頂面のA課長の機嫌 を伺う職場では、帰ってくる声は何も ない。こんな毎日にBはさすがに気持 ちが萎えてきた。

「あの、A課長...」

「(また無視か...)あの、30分ぐらい なら、残業できますが...」

「30分!?30分で何かできる!」 「すみません…」

「残業できるなら、どうして短時間勤 務なんか申請するんだ!」

٢...٦

いたたまれずにBはそのまま、一言 も言わずに職場を出て行った。

「ちょっと、ちょっと待って…」 「あ、C...」

CはBを追いかけて、外まで出てき た。Cは、呼吸を整える間もなく、

「Aをやっつけないと!」 「えっ…」

「負けちゃダメだよ。これから人事に 言ってくる」

「そんなこといいよ、それより...」 「良くない、全然良くない」

「とにかく任せて」

とだけ言うと、Cは走って戻ってい った。さすが組合幹部だ。

「A課長、困りますね...」

D人事部長に呼び出されたAは、苦 り切った表情があからさまだ。

「Bのやつ、余計なことを」

「ここに来たのはCだよ」

「フン、Bは組合と組んだか?」

「事実なんですか?」

「何がですか?」 「短時間勤務が問題、だとか」 「 B が残業をするというので...」 「それで?」 「残業の必要はない、と…」 「そう言ったのですか?」 「まぁ、そのようなことを...」 「残業ができるなら、何で短時間勤務 申請なんかしたんだ!と怒鳴った...」 「ウソはいけませんね」

「ですが、いくら制度とはいえ、育休 明けに短時間勤務、これじゃパートじ ゃないですか。同じ正社員なんて...」 「気持ちは分からないでもないけれ ど、あなたが言っていることは法律批 判。組合の格好の攻撃材料ですよ。そ れに、時代に逆行している」

「時代遅れで、大いに結構です」 「それじゃ、誰もついてこない」

「制度を味方につけ、部下を味方につ

「そんな都合のいい…」

「Bに対して、こういうべきだった。」

「短時間勤務だから残業をすることは 禁止されている。もし残業をしたいの なら、通常勤務に戻る必要がある」 「言っていることは同じでしょう」

「伝わるニュアンスは全く違う」 「はぁ…」

「少なくとも、部下の半分は冷静なあ なたの姿勢を評価したはず」 「そうでしょうか?」

「育児休業や短時間勤務を、スタッフ 全員がもろ手を挙げて歓迎していると でも思う?」

「そりゃ、何人かは...」 「そんな少数派じゃない」

「もちろん、育児休業をはっきり批判 する人はいないでしょう」 「部長は、時代の流れだと言った...」 「そのしわ寄せは、育児休業をしない

人だけが負担をする、それは事実」 「なぁんだ、部長も反対派でしたか」

「あなたと同じではありません」

「理屈は分かっていても、感情的には 許せないと思う人はたくさんいる」 「なるほど…」

「特に中高年世代の本音は、今は恵ま れすぎている、そう思っている」 「確かにそうですね...」

「私も、結婚・出産・育児と仕事の選 択を迫られ、仕事を選んだ...」

「余計な話はこれで終わり。 A課長 も、本音と建て前はわきまえてもらわ ないと困ります」

「は、はいっ…」

「育児休業ごときで、自分の足をすく われるのは、屈辱でしょ」

最後はD部長に鼻で笑われてしまっ たが、A課長は満足だった。なんだ、 人事部長も育児休業反対派か、それな ら話が早い...Aは自分の言動を振り返 るどころか、開き直ってしまった。 「まだAは無視してるの?」

「前よりひどくなってるみたい...」 「そうなの?...人事部長から注意して くれているはずなのに…おかしいよ」 「A課長だけじゃないかも...」

「どういうこと!?」

「Eさん達の話が聞こえちゃって...」 「あの年寄り連中なんか、無視...」

「私たちの頃は…って」

「ひがんでるだけでしょ」

「でも、私が休んだことで、みんなに 迷惑をかけてることは確かだし...」

「何言ってるの?A課長も、Eたちも 間違ってる」

「白い目で見られて、わがままとかい われても我慢を続けることに、なんだ か疲れてきちゃった...」

「B、まさか...」

「うん、もう辞めようかな、って」 「ちょっと待ってよ、いま会社を辞め て、どうするつもり?」 「そうなんだけどね…」

「…本当に辞めるつもりなら、その前 に、人事部長に、直接相談したら?」 「そんなの、無理だよ」

「言ってみなきゃ、分からないんじゃ ない?部長も同じ女性だし...」

Cにそう言われても、Bにはあまり 気乗りする話ではなかったが、ただ今 の状況から少しでも重荷が減るのあれ ば、という淡い期待もあった。

ところが、D人事部長の反応は冷や やかだった。

「いじめられている!?何のことを言 ってるんでしょうか?」

「育児休業を取ったことと、そのあと 短時間勤務を希望したので...」

「それは当然の権利です。それとも何 か不都合なことでもありましたか?」 「い、いえ…ただ、みんなに迷惑をか けているので、良く思われてない...」 「それは、あなたの勝手な思い込みで はないですか」

「それを、いじめられているなどと言 うこと自体、どうかと思いますが...」

D人事部長の対応には、最初から期 待などしていなかったはずなのに、B はなぜか落胆した。確かにCに言われ ても他人事のように感じていたが、そ れでも気持ちを振るい立たせて、勇気 を振り絞って人事に解決を求めた自分 の行動が報われなかったことが、空し かった。Cに顛末を話すと、自分のこ とのように怒ってくれた。

「相談したことを逆に非難するなんて ありえない。人事部長が、だよ」

Bには実感がわかなかったが、Cに そう言われると、確かにそうかもしれ ないと思えてくる...環境は行動を変 え、行動は気持ちを変える…BはCに 伴われて、人事部に乗り込んだ。状況 次第で、執行部の支援を得る用意も整 えた上での、Cの行動だった。

「部長はBの相談を逆に非難をした」 「非難などしていません」

「いじめの解決を求めることは不適切 だ、と言ったんじゃないですか」

「いじめられたと指摘することは適当 ではない、と言ったんです!」 「同じことでしょ」

「はぁ?何で同じなんですか?」 「じゃあ、なぜいじめというのが適当 ではない、と判断したんですか?」 「どんないじめがあったか、何も説明

が無かったんだから、当然でしょ」 「あなたも聞かなかった」

「そんな義務はない」

「あなたは事実の確認もせずに、いじ めというのは不適切だなどと、Bから の相談を一方的に終わらせた」

「強引な理屈ね。必要のない相談をず るずる長引かせる方が不適切でしょ」 ここでCは、執行部への根回しの際 に示唆された禁じ手を繰り出した。

「部長、ずいぶん感情的ですね。育児 休業に何か恨みでもあるんですか?」 D部長の敵意むき出しの視線が、C

を貫いた。図星だ!一気に行こう。 「個人的な感情で状況を判断するの は、人事部長としてどうなんですか」 「感情的になど、なっていません!」 「どうしたんですか、いきなり怒鳴っ て…今後は私を恫喝ですか?」

「恫喝!?言いがかりです!」 「都合が悪くなると、そうやって相談 者を攻撃するんですね」

「あなたは相談者ではありません」 「Bへの相談対応の問題を指摘してる んですが、弁解すらしないんですね」 「一体、何が言いたいの!?」

D人事部長の声がひときわ大きくな った時に、扉をノックする音した。 「もう、その辺でいいだろう」 「し、社長...」

「君たちはもう下がってくれていい」 社長に促され、CはBを伴って会議 室を後にした。

「何でいきなり社長が来たの?」 「黙っててゴメン。D部長を懲らしめ るには、これしか方法がなくて...」

Cは首をすくめて舌を出した。で も、なぜ社長が現れたのか、Cにも全 〈理解できない。Bなら尚更だ。 「私には、何がなんだかさっぱり...」

「でもさ、これで解決するんだから、 まぁ、いいんじゃない...」

Cは適当にお茶を濁した。でも、こ れが本当にBの問題解決なのか、Cに は確信が持てない。おそらく執行部と 社長との間で、何らかの取引があり、 Bの問題が利用されたのだ。Cは、そ のことをBに話せなかった。

当事者の真意を読み取り、問題に対する 認識のギャップを埋め、話をつなぐ オフィスハラダの

# 「社外相談窓口」

https://officeharada.org/helpline/

オフィスハラダが運営するハラスメント 相談窓口は、開設以来十数年、年間千件 を超える相談対応実績があります。ご相 談内容は、ハラスメントに限らず、多方面 のテーマにまたがる多岐に渡る内容で すが、いずれのご相談にも一貫して変わ らない対応は、「問題の社内的解決を第 一に考えたアドバイスに徹している」とい うことです。

労使の対立関係を前面に押し出さず、 いかにすれば平穏迅速に、問題の収束 を図ることができるか、この点に最もエネ ルギーを注ぎます。なぜならば、問題の 社内的な解決は、労使双方にとって、物 心両面にわたる負担とストレスを最小限 に抑える方法であり、最も望ましいもの だからです。

この相談窓口を御社 の社外相談窓口として ご活用ください。詳しく はウェブで。携帯から は右のQRコードでご 覧ください。



必要な時に、必要なサポートを、必要な だけ。これがオフィスハラダの 「相談顧問」

https://officeharada.org/consulting/

人事・労務に関するお悩み・疑問をスッ キリ解消します。

労務管理の改善提案をします 就業規則などの諸規程の作成・見直し をサポートします。

トラブルの未然防止を図ります。

万が一の問題発生時には、平穏迅速 な解決を促進します。

「今すぐ相談したい」...下記 URL https://officeharada.org/consulting/contact/

からすぐにご相談頂け ます。初回ご相談メー ルは無料です。携帯か らは右のORコードでご 覧ください。



# 「人事労務のリスク管理メモ」

記事内容についてのご意見・ご質問は e-mail: info@officeharada.org

TEL: 050-3301-6118 FAX: 050-3730-4575

定期購読(無料です!)はお気軽に... 詳細は https://officeharada.org/nl/ バックナンバーも掲載中!ご覧下さい

発行:社会保険労務士オフィスハラダ